

## 鳥取県立公文書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

### 1 条例の改正理由

公文書館が保存し、管理する歴史的資料として重要な県の公文書等をより広く県民が利用できるようにするため、完結後30年を経過したものを一般の利用に供することとすること等に伴い、一般の利用に供することができる公文書等の範囲を定める等所要の改正を行う。

### 2 条例の概要

- (1) 公文書等は、(2)から(4)までに掲げるものを除き、一般の利用に供するものとするを明記する。
- (2) 公文書館の館長(以下単に「館長」という。)は、次に掲げる場合は、公文書等の全部又は一部を一般の利用に供しないことができることとする。
  - ア 当該公文書等が完結日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して30年を経過していないものであるとき。
  - イ 当該公文書等が完結日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して30年を経過したものであって、次に掲げる情報のいずれかが記録されているものであるとき。
    - (ア) 鳥取県情報公開条例の規定にかんがみ、一般の利用に供することが適当でないと判断される情報
    - (イ) 法令の規定又は当該公文書等を引き継いだ県の機関が法令上従わなければならない各大臣等の指示により公にすることができない情報
    - (ウ) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該公文書等を引き継いだ県の機関が認めることにつき相当の理由があると館長が認める情報
- (3) 館長は、公文書等の全部又は一部を一定の期間公にしないこと又は一般の者への利用を制限することを条件に個人又は法人等から当該公文書等の寄贈又は寄託を受けている場合は、その条件に従い、当該公文書等の全部又は一部の一般の利用を制限することとする。
- (4) 館長は、公文書等の原本を一般の利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は公文書館において当該原本が現に使用されている場合は、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限することができることとする。
- (5) 館長は、(2)イ又は(3)の場合であっても、(2)イに掲げる情報又は(3)の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該公文書等の利用を求める者に対し、当該部分を除いた部分を利用させることとする。
- (6) 公文書館の開館時間及び休館日並びに公文書館における行為の制限等について定める。
- (7) 公文書等の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならないこととする。
- (8) 施行期日は、公布日とする。

## 鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例の一部改正について

### 1 条例の改正理由

平成14年7月に日野郡民行政参画推進会議を設置し7年を経過しているが、鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例に基づく協議会の日野地区における設置、県と日野郡3町との事務の連携及び共同化の体制の整備並びにこれらを含めた県及び日野郡内の公聴機能の充実により、日野郡における諸課題に関する住民の意見を地域の施策に反映する他の仕組みが定着しつつある状況にかんがみ、日野郡民行政参画推進会議の設置期限を平成22年7月8日までとする。

### 2 条例の概要

- (1) 条例の失効期限を平成22年7月8日(現行 平成28年3月31日)とする。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

## 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について

### 1 条例の改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等を踏まえ、急速な少子化に対応し、家族を構成する男女が共に家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図れる勤務環境を整備するため、育児休業の終了後3月以上の期間の経過により再度の育児休業をすることができることとする等の改正を行う。

### 2 条例の概要

- (1) 育児休業の承認の請求の際育児休業等計画書により申し出ていた場合には、当該育児休業の終了後3月以上の期間が経過した後、再度の育児休業をすることができることとする。
- (2) 育児短時間勤務の承認の請求の際育児休業等計画書により申し出ていた場合には、当該育児短時間勤務の終了後3月以上の期間が経過した後、最初の育児短時間勤務の終了から1年以内であっても、再度の育児短時間勤務をすることができることとする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布日とする。

## 鳥取県職員の共済制度に関する条例の一部改正について

### 1 条例の改正理由

互助会は、県の職員の相互扶助を基本として運営されるべきものであることにかんがみ、その運営形態を見直し、互助会へのすべての補助金を廃止したことに伴い、所要の改正を行う。

### 2 条例の概要

- (1) 補助金等互助会の収入について定めた規定を削る。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

## 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例及び鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

### 1 条例の改正理由

保険医療機関及び保険医療費担当規則の一部が改正され、保険医療機関が領収証を交付するに当たっては、正当な理由がない限り、診療明細書を無償で交付しなければならないこととされたことを踏まえ、県立社会福祉施設及び県立病院の診療明細書の交付に係る手数料について所要の改正を行うものである。

### 2 条例の概要

- (1) 県立社会福祉施設及び県立病院において徴収する診療明細書の交付に係る手数料のうち、領収証を交付するときに交付する診療明細書の手数は徴収しないこととする。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

## 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

### 1 条例の改正理由

2級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務並びに建築士事務所の登録の実施に関する事務を知事が指定する者に行わせる場合に、当該事務に係る手数料をその者の収入とする等所要の改正を行う。

### 2 条例の概要

- (1) 知事の指定する者に2級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務を行わせる場合に、当該登録に係る手数料をその者の収入とする。
- (2) 知事の指定する者に建築士事務所の登録の実施に関する事務を行わせる場合に、当該登録に係る手数料をその者の収入とする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布日とする。

## 鳥取県みなと温泉館の管理に関する条例の廃止について

### 1 条例の廃止理由

みなと温泉館を民間事業者に譲渡することに伴い、その管理に関する事項について定めた条例を廃止する。

### 2 条例の概要

(1) 鳥取県みなと温泉館の管理に関する条例は、廃止する。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、平成23年4月1日とする。

イ 鳥取県営企業の設置等に関する条例について、所要の規定の整備を行う。